

□ インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷・個人情報流出等

対応のポイント

- ① 被害児童生徒から詳細を聞き取るとともに、被害の実態を確認する。
- ② 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ③ 掲示板等管理者（プロバイダ等）へ、書き込みの削除を依頼する。
- ④ 誹謗中傷、個人情報（画像等）流出など、絶対に行わないよう指導する。
- ⑤ 被害児童生徒は、いじめを受けている可能性があるという視点をもつ。
- ⑥ 警察・少年安全サポーター・ネットアドバイザー等外部専門家等と連携して対応する。

初 期 対 応

① 初 動 対 応

状況確認

- 被害児童生徒から、詳細を聴き取る（担任、生徒指導主任等 ※ 女性教員が行うなどの配慮）。
 - ・ 掲示板、アプリ等の名称、被害を知ったきっかけ、被害内容、いつから何回、心当たり、保護者へは相談したか、周りの児童生徒は知っているか 等
 - ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
 - ・ 他の児童生徒への聞き取りや調査等を拒否した場合は、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、受け入れる。
 - 被害の実態を確認する。
 - ・ プロバイダや管理者等への連絡や被害届を提出する際に必要となるので、必ずプリントアウト又は写真撮影し、当該サイトのアドレス・書き込み者・書き込み日時を記録する。
 - ・ 画面上でログ（いつ、どこから書き込んだのかを示すインターネット上の記録）が分かれば、プリントアウト又は写真撮影しておく。
- ※ 画像等の記録された携帯電話・スマートフォン等は、警察の捜査の重要な証拠となるので、保護者の了承を得た上で、できる限り、そのままの状態で見守る。

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）への連絡
 - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
 - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
 - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任又は教頭等）
- 保護者への連絡
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
 - ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
 - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
 - ・ やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーとも連携する。
- 少年安全サポーターや警察への通報
 - ・ 学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、速やかに各地区配置の少年安全サポーターと連携する 【関係機関との連携「学校と警察のネット問題連携対応システム」参照】
 - ・ 生命の危険や爆発物の予告等、緊急の場合は、躊躇なく110番通報し、協力を依頼する。

② 対 応 方 針 協 議

関係者による緊急対策会議の開催

- 具体的な対応策の検討
 - ・ 被害児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
 - ・ 概要をまとめた資料を用意する。

③ 具体的な対応

被害児童生徒・加害児童生徒への対応

- 被害児童生徒の心のケア、加害児童生徒に対する再発防止に向けた指導・支援を行う。
 - ・ 下記の削除依頼等の対応が長期化する恐れがあるため、被害児童生徒への対応を最優先する。
 - ・ 対応に当たっては、SC・SSW・少年安全サポーター等外部専門家と連携する。

警察への相談

- 山口県警察本部サイバー犯罪対策室へ相談する（電話相談窓口は各所轄警察署）。

掲示板等管理者（プロバイダ等）への対応

- 管理者に申し入れて、不適切な書き込みを削除してもらう
 - ・ インターネット上の情報流通によって権利侵害が発生した場合、管理者に申し入れれば、管理者の判断で削除することができる（プロバイダ責任制限法：H14.5.27 施行）。
 - ・ 掲示板等には、管理者へメールできるようにリンクが設定されているので、被害児童生徒、保護者又は校長名で削除を依頼する。

<「管理者宛削除メール」文例>

〇〇〇〇掲示板管理者 様

あなた様が管理・運営されております「〇〇〇〇掲示板」におきまして、本校生徒個人が特定できる誹謗中傷が書き込まれており、該当生徒は、精神的に大変不安定な状況になっています。自由な発言の場とはいえ、モラルを欠いたその内容は、目に余るものがあると考えております。

この掲示板の現状は、本校生徒への不安を募らせるばかりであり、本校が教育活動を進めていく上で大きな支障になると判断いたします。このことについて、山口県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しましたところ、学校から管理者様宛に、削除依頼などを行うように指示を受けました。

つきましては、本校生徒の置かれている状況を御賢察の上、「〇〇〇〇掲示板」における本校関係の書き込みの削除をお願いいたします。

山口県〇〇立△△学校長 □□□□

- 民事訴訟を起こし、裁判に勝訴した上で削除する。
 - ・ 管理者に対して民事訴訟を起こす。ただし、民事訴訟を起こすためには、掲示板等の書き込みをそのままにしておく必要があるため、被害児童生徒の精神的苦痛や書き込みが続くことにもなる。また、弁護士に依頼しなければならない、判決がでるまで時間がかかる等の制約があるため、現実的ではない。
- 注意点
 - ・ 掲示板等を作ることに限っては法的な制限はない。
 - ・ 誹謗中傷^{ひぼう}するような書き込みをする方が悪い、学校が情報モラル教育を十分行えば防げるはずなどの管理者側の言い分もあるので、お願いをするという姿勢に徹する。
 - ・ 削除依頼が必ずしも実現できるわけではないことを認識する。期待をもちすぎるあまり被害児童生徒への対応が滞り、真に必要な措置が遅れ、被害児童生徒・保護者との関係悪化等につながりかねない。

全校児童生徒への指導

- 指導日時・場所・対象児童生徒・指導内容等を事前に十分協議する。
 - ・ 学級ごとに行うのか、学年で行うのか、全校児童生徒を集めて行うのか。
 - ・ 被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮しながら実施することを確認する。
- 具体的な指導
 - ・ 誹謗中傷^{ひぼう}、無責任な他人批判（自分が言われて嫌なこと）、卑猥^{ひわい}な書き込み等絶対に行わない。名誉毀損や侮辱罪に問われることがある。
 - ・ 掲示板等への電話番号等の個人情報の書き込みやアンケートへの回答は行わない。
 - ・ 被害にあった場合は、該当掲示板等の URL や内容を書き留めて（できれば印刷して保管）、一人で悩まずに、できるだけ早く学校・保護者に相談する。

- ・ 仕返しや返信をしない。ちょっとした誤解や行き違いが、トラブルをエスカレートさせてしまうことがある。
 - ・ 憶測やうわさを自重する。
 - ・ 必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

中 期 ・ 長 期 対 応

未然防止・再発防止に向けた取組

- 情報モラル及び危機回避教育の充実
- ・ 「山口県ケータイ安全教室」等の活用

メール・ネット掲示板・ブログ等へ書き込む時の約束

- 人を傷つけるようなことを書かない。
- 相手の人が見ていることを考えて、マナーを守る。
- 名前・住所・電話番号などの個人情報が推測されるようなことを書かない。
(インターネットに書き込んだ情報をもとに、住所や通っている学校などの個人情報を探し当てられてしまうことがある。)
- 困った時は、家族・先生に相談する。
(株式会社NTTドコモ 「ケータイ安全教室」2006年)

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・ A F P Y などの人間関係づくりプログラムの活用 等
- 児童生徒主体の啓発活動の推進
- ・ 児童生徒会による「ケータイ・スマホのルールづくり」の取組 等
- 保護者への啓発と連携
- ・ 啓発資料「ネット・ケータイ問題への対応について」(山口県教育委員会 2011年10月改訂)等の活用

各家庭における取組 ～子どもたちの安全なネット・ケータイ利用に向けて～

- ① パソコンは、できるだけ家族の目の届く場所に置き、子どもと一緒にインターネット利用の時間をつくり、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをする。
 - ② 携帯電話は持つ必要があるか、十分検討する(不必要な携帯電話は、持たせない)。
 - ③ フィルタリングを必ず利用する。【「女子性逸脱-6」参照】
 - ④ 子どもへのネット・ケータイ利用について常に関心を持ち、利用の実態を把握する。
 - ⑤ 子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。
- 《携帯電話のルールの例》
- 自宅内では居間で使う。
 - 食事中は使わない。
 - 学習中は使わない。
 - 深夜は使わない。
 - 使用料金の上限は、〇〇〇〇円まで。
 - フィルタリングサービスは絶対つける。
 - 他人を傷つけるような使い方をしない。
 - マナーやモラルを守って利用する。
 - ルールを破ったら、携帯電話の利用を停止する。

- いわゆる「リベンジポルノ防止法」(H26.11.27施行)への対応【「女子性逸脱-1」参照】
- ・ プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為を禁止する法律。
 - ・ 自分の下着姿や裸の写真を「撮らない。」「撮らせない。」「撮られない。」「自ら撮って送らない。」こと、「インターネットに公表されると短期間のうちに拡散し、取り返しのつかない事態に陥る。」ことなどについて指導する。

無料通話アプリやSNS等、インターネット上でのコミュニケーション

参加するときの基本的なルールとマナー

- 掲示板やチャット、メーリングリストに参加するときは、運営方針や利用ルールを守りましょう。
- 自分の発言には責任をもちましょう。ウソを書いたり、本当かどうかわからないことを正しいことのように書いたりしてはいけません。
- 掲示板やチャット、メーリングリストに書きこむときには、注意深く言葉を選んで、相手を傷つけないように心がけましょう。乱暴な言葉、きたない言葉、人をののしるような言葉を使ってはいけません。人の悪口を書いたり、いやがらせをしたりするのもやめましょう。

発言するときの注意

- 掲示板やチャット、メーリングリストで発言するときは、いきなり書きこまないで、他の人の発言をよく読んでから発言するようにしましょう。
- 掲示板やチャット、メーリングリストでイヤなことを書かれたり、意見が食いちがったり、ケンカになったりしたら、いったん書きこみをやめて、時間をおくようにしましょう。
- 自分で調べればすぐにわかるようなことを質問しないようにしましょう。質問するときは、言葉を選んで、丁寧に質問しましょう。返事やアドバイスをもらったら、きちんとお礼をいいましょう。
- 顔が見えないからといって、年齢や性別、名前などについてウソをついて、掲示板に嫌がらせや人の悪口を書いたり、人をだましたり、おどかしたり、意味のない文字を大量に書いたりしてはいけません。
- 掲示板の発言には、内容がひと目でわかるような件名をつけましょう。

個人情報やプライバシーに注意

- 掲示板やチャット、メーリングリストで、住所や電話番号、学校名、家族の名前や家族構成などの個人情報を書きこんではいけません。聞かれても答えてはいけません。
- 掲示板に、自分の家族の写真をのせてはいけません。
- 自分の個人情報が、掲示板などに書きこまれていたり、自分や家族の写真が勝手にのせられていたりするのを見つけたら、先生や親にすぐに知らせてください。

誘われても会わない、会おうと誘わない

- 掲示板やチャット、メーリングリストで知り合った人から会おうと誘われても、先生や親の許可がないかぎり、勝手に会ってはいけません。もしどうしても会う必要があるときには、親などに一緒にきてもらいましょう。

<財団法人インターネット協会

「インターネットにおけるルールとマナーこどもばん公式テキスト」2005年>

☎ 「チェーンメール」への対応について

チェーンメールとは

不幸の手紙のように連鎖的に転送されて、大量に流通する電子メールのこと。受信者を不安にさせるもの、人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。

学校の対応

《教育委員会に対して》

- 速やかに報告し、他校へのチェーンメールの蔓延防止を図る。

《児童生徒に対して》

- チェーンメールと思われるものを他人に絶対に転送しない。
(チェーンメールを止めても、被害を受けることはない。)
- メール文中のアドレスにアクセスしたり、メールを送ったりしない。
(個人情報悪用されたり、不当な請求をされたりするなどの危険性がある。)
- 同様のメールを受信した場合は、できるだけ早く保護者や学校に連絡する。

参考となるホームページ

- (財団法人) 日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」
URL <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>
- (社団法人) 日本教育情報化振興会「ネット社会の歩き方」
URL <http://www.cec.or.jp/net-walk/>
- (社団法人) 日本教育工学振興会「情報モラル指導実践キックオフガイド」
URL <http://kayoo.org/moral-guidebook/>

<山口県教育委員会>

☎ 学校と警察のネット問題連携対応システム

早期対応が必要と認められるネット問題の犯罪に係る事案やいじめ事案等について、各警察署と各学校が少年安全サポーターを介して連携対応を行う。

□ チーム構成等

学校長及び生徒指導担当者を窓口として、問題事案認知後、警察の協力が必要であると学校長が判断したものについて、市町教育委員会、所定地区担当少年安全サポーターと連携を図りながら、関係児童生徒、保護者等に対する必要な指導・助言等を行う。

なお、県立学校・下関商業高等学校については、市町教委を経ずに、直接、所定地区担当少年安全サポーターと連携を図る。

□ 少年安全サポーター活動拠点・連絡先

| | | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 岩国市教委 | 0827-43-0901 | 柳井市教委 | 0820-22-2111 | 光市教委 | 0833-74-3602 |
| 周南市教委 | 0834-22-8542 | 防府市教委 | 0835-25-2490 | 山口市教委 | 083-934-2863 |
| 宇部市教委 | 0836-29-4725 | 美祢市教委 | 0837-52-1118 | 萩市教委 | 0838-25-3558 |
| 下関市教委 | 083-231-1372 | | | | |

<山口県警察>

☎ 危ない！子どもの携帯電話・スマートフォン

メール・SNS等を介したトラブル

いじめ、誹謗中傷、デマ、画像や個人情報の流出・悪用、チェーンメール、なりすましメール、迷惑メール 等

トラブルを誘引する可能性のあるサイト・アプリ

学校裏サイト、プロフ、出会い系、ゲームサイト、SNS、薬物系、自殺・犯罪指南、アダルト情報、オークション、オカルト、コミュニティサイト 等

携帯・スマートフォン等からの発信

誹謗中傷、デマ、いたずら、わいせつ画像などの有害情報、違法なものの販売 等

携帯・スマートフォン等での受信

わいせつ画像などの有害情報、いわゆる「援助交際」や売春の誘い、架空請求 等

被害の例

不登校、暴力、恐喝、強制わいせつ・売春、誘拐・監禁、薬物売買、ネット心中、殺人、フィッシング 等

加害・非行等の例

名誉毀損、児童ポルノ製造、わいせつ物頒布、強制わいせつ・売春、名誉毀損、架空請求、強盗致傷・恐喝、不正アクセス法違反、著作権侵害 等

このような危険から子どもを守るためには、携帯電話会社やプロバイダが提供義務のある子どもが有害サイトへ自由にアクセスできないよう閲覧を制限する「フィルタリングサービス」を利用することが必要です。

携帯電話会社は、平成21年4月から、青少年が使用する携帯電話等に対して、フィルタリングサービスを付けることが法律で義務付けられました。

保護者に対しては、青少年が使用する携帯電話であることを携帯電話会社に申告することが義務付けられています。

<青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律>

ネット問題相談機関

○ ネットアドバイザー(子どもと親のサポートセンター)

083-987-1240

やまぐち総合教育支援センター内にあり、児童生徒や保護者等からのネット問題についての相談を受け、問題解決のための助言等を実施。

○ サイバー犯罪対策室(山口県警察)

083-922-8983

E-mail : cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp

※ 緊急を要する情報・相談については、所轄警察署あるいは「110番」通報。

○ 山口県消費生活センター

083-924-0999

商品を購入したりサービスを利用したりするときに起こる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け、問題解決のための助言・あっせん等を実施。ホームページも開設し、緊急情報や事故情報を啓発。

○ 山口地方法務局

083-922-2295 (代表)

いじめ等、人権問題についての相談業務を実施。

○ インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

インターネットに係わる様々なトラブル(インターネット通販トラブル、インターネット掲示板ひぼうの誹謗中傷、ネット詐欺など)についての相談窓口を紹介。

○ 違法有害情報・相談センター(総務省支援事業)

<http://www.ihaho.jp/>

インターネット上の違法・有害情報に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なう相談窓口。